

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）が、保育所等においてこどものプライバシー保護の徹底を図るために必要な設備の購入等を行う事業に要する負担を軽減するため、予算の範囲内において交付する半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等を運営する者が、保育所等においてこどものプライバシー保護の徹底を図るため、パーテーション、簡易扉等の必要な設備の購入や更新を行う事業とする。

（補助対象者等）

第3条 補助対象者は、補助対象事業を行う者とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、前条の規定による申請をした者に通知しなければならない。

（変更交付申請等）

第6条 前条の通知書による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容を変更しようとする場合は、速やかに、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条の規定による交付決定の変更を決定し、速やかに、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）この要綱又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

（2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（3）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（4）補助対象事業を中止又は廃止したとき。

（立入検査等）

第11条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和6年8月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助対象事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金及び交付金	1 施設（事業所）当たり、補助対象経費の実支出額と、補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額。ただし、7万5千円を上限とする。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書

半田市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の交付を受けたいので、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

（1）半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額
調書

（2）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付決定通知書

所在地

団体名

代表者名 様

半田市長



補助金交付決定金額 金 円

ただし、 年 月 日付けによる半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- （1）補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、改修内容が確定した時点で再度決定する。

2 その他

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更交付申請書

半田市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 当初交付申請（決定）金額 金 円

2 変更後交付申請金額 金 円

3 補助事業の変更の内容

（1）変更前

（2）変更後

4 添付書類

（1）半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金所要額調書

（2）その他参考となる書類

第 号
年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金変更交付決定
通知書

所 在 地

団 体 名

代表者名 様

半田市長



補助金交付決定額

(1) 交付決定額	金	円
(2) 既交付決定額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

ただし、 年 月 日付けによる半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、改修内容が確定した時点で再度決定する。

2 その他

第5号様式（第7条関係）

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日 半田市長 殿 所在地 団体名 代表者名 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
実施場所	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果 (1) 交付決定金額 金 円 (2) 実績報告額 金 円	
2 添付書類 (1) 補助金精算調書 (2) その他参考となる書類	

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金確定通知書

所 在 地

団 体 名

代表者名 様

半田市長 印

年 月 日付けで交付の申請があった半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金については、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付額を確定したので、通知します。

補助金交付額 金 円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金請求書

半田市長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付額の確定の通知を受けた半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金について、半田市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 金 請 求 金 額	金 円
---------------	-----

（振込先）

金融機関名	銀行 本店 支店 信用金庫 農協
預 金 種 目	当座 ・ 普通
口 座 番 号	
口 座 名 義	フリガナ